

国自管第110号

平成16年11月26日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う抹消登録制度等の運用について

自動車の不法投棄を防止するとともに、そのリサイクルを促進する観点から、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成14年法律第87号）、道路運送車両法施行令等の一部を改正する政令（平成15年政令第495号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第83号）により抹消登録制度等が見直され、平成17年1月1日から施行されることになったが、これに伴う運用を以下のとおり定めたので、遺漏のないようにされたい。

記

1. 全体について

(1) 住所を証するに足りる書面について

「住所を証するに足りる書面」（自動車登録規則（以下「登録規則」という。）第6条の8第2項第2号、同第6条の11第2項第2号、同第6条の13第1項第3号）とは、届出等の日からさかのぼって3ヶ月以内に発行された住民票、印鑑証明書（住所変更の場合を除く。）その他の官公署が発行する住所を証する書面又はこれらの写しをいう。

(2) 所有権を証するに足りる書面について

- (a) 「当該自動車の所有権を証明するに足りる書面」（登録規則第6条の8第3項、同第6条の11第3項）とは、相続その他の一般承継であること的事实を証する戸籍又は商業登記簿の謄（抄）本をいう。
- (b) 「譲渡証明書その他の当該自動車の所有権を証明するに足る書面」（登録規則第6条の13第1項第2号）とは、当該自動車の所有者の変更の原因が自動車の譲渡である場合にあっては譲渡証明書、当該変更の原因が相続その他の一般承継である場合にあってはその事实を証する戸籍又は商業登記簿の謄（抄）本をいう。

2. 使用済自動車の解体に係る手続について

- (1) 使用済自動車について永久抹消登録申請又は解体に係る届出を行う際には、当該自動車が自動車リサイクル法に規定する手続により解体されたことが確認できる事項として、解体報告記録がなされた日、車台番号、移動報告番号を、申請書（又は届出書）に記載しなければならないので留意されたい。
- (2) また、この場合、当該自動車の自動車検査証の有効期間に残存期間があったときは、当該残存期間に相当する自動車重量税の還付申請を行うことができ、その運用については、「使用済自動車に係る自動車重量税還付事務の取扱いについて」（平成16年7月30日付け国自管第67号）にて別途通知しているので、参照されたい。

3. 輸出に係る手続について

- (1) 外国人登録証明書を有しない船員等が自動車を輸出する場合の、輸出抹消仮登録申請又は輸出に係る届出の手続は、当該船員等に自動車を販売した代理店、仲介業者等が行うものとする。
- (2) 「前条に規定する自動車であることを証明するに足りる書面」（登録規則第6条の6第2項）とは、活魚の運搬等に係る契約書又は事業計画書等（輸出先国及び経由国が明らかになるものであることを要する。）をいう。
- (3) 道路運送車両法（以下「法」という。）第15条の2第4項（又は法第16条第7項において準用する法第15条の2第4項）の規定に基づいて、輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書を返納する際には、併せて、当該証明書の返納の届出書（第3号様式の2）の提出が必要となるので留意されたい。

4. 所有者の変更に係る記録の申請について

「当該所有者の変更があつた旨を証明することができる契約書その他の資料」（法第18条第2項）とは、契約書又は譲渡証明書の写し等をいう。なお、古物営業法第16条に規定する帳簿又はこれに準ずる書類であつて、一時抹消登録を受け

た自動車を譲渡した相手方の氏名及び住所の記載があるものについては、当該資料に該当するものとする。

5. 検査記録事項等証明書について

検査記録事項等証明書の交付請求に当たっては、犯罪への悪用等を防止する観点から、検査記録事項等証明書の交付請求者に対する本人確認等を実施するものとし、その運用については、「二輪小型自動車の検査記録事項等証明書交付請求者に対する本人確認等の実施について」（平成16年11月26日付け国自管第111号）にて別途通知しているので、参照されたい。